

# 試験受験上の配慮案内

2022 年度

## (1) はじめに

立教大学では、病気・負傷やしょうがい等を事由とした試験受験に係る「試験受験上の配慮」のガイドラインを定めています。筆記試験・レポート試験等において受験上の配慮を希望する者に対しては、申請に基づき、審査のうえで認められることがあります。受験上の配慮を希望する場合は、以下(2)及び(3)を確認して申請してください。

## (2) 受験上の配慮事項一覧

本学の筆記試験等における受験上の配慮について、主な配慮事項は次の(表)のとおりです。これらの配慮事項は、病気・負傷やしょうがい等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて申請することができます。また、複数の配慮事項を申請することもできます。

(表) 主な受験上の配慮事項

配慮の種別	配慮事項
解答方法に関する配慮	マークシート用紙へのチェック解答・用紙拡大 ※チェック解答: マークシート解答用紙等に解答する際に選択肢を塗りつぶさずにチェックのみで選択したとみなす解答方式
	パソコンによる解答
	点字による解答 (点字タイプライターもしくは点字板の使用許可)
	持込条件の例外許可 ※ 例: ブレイルセンス (点字 PDA。持込可の科目で資料を閲覧するために使用) ※ 例: 補聴器 (筆記試験においては、持込条件の例外許可として申請してください) 等
	解答用紙追加配付、メモ用紙の配付
試験時間に関する配慮 (注1)	試験時間を 1.3 倍
	試験時間を 1.5 倍 (原則点字受験のみ)
試験場や座席に関する配慮	1 階またはエレベーターが利用可能な試験場での受験
	トイレに近い座席を指定・トイレのための途中入退室の許可
	別室での受験 (注2)
問題に関する配慮	点字問題の準備
	読み上げソフトの使用
	拡大文字問題用紙 (14 ポイント・22 ポイント等) の配付
レポート試験・卒業(修士)論文等提出に関する配慮	教務窓口での受付 ※特設会場での提出が困難な場合。
その他の配慮	注意事項等の文書による伝達 ※試験場での監督アナウンス等を文書で配付すること。
	休み時間の延長 (注3)
	帽子着用の許可

(注1) 試験が連続する場合等で、試験間の休み時間を確保することにも配慮する。その場合、試験開始時刻を本試験場より早めることは原則行わない。

(注2) 別室については、受験者の症状及び受験方法によっては他の受験者と同室になる場合がある。

(注3) 休み時間を確保するために試験開始時刻を本試験場より早めることは原則行わない。

**(3) 申請から受験までの流れ・主なスケジュール**

春学期	秋学期	内容	
5月上旬 ～ 5月中旬	10月上旬 ～ 10月中旬	① 事前相談 ⇒ 教務窓口にて、希望する配慮内容を相談する。 * 内容により、詳細を伺う個別面談（必要に応じてしょうがい学生支援室担当者同席）を設定します。	新規/ 変更 (注1)
5月中旬 ～ 5月末	10月中旬 ～ 10月末	② 必要書類の準備 ⇒ 以下を用意して、教務窓口申し出る。 (1) 試験受験上の配慮対応申出書 : 教務窓口で所定様式交付 (2) 状況報告書 : 教務窓口で所定様式交付 (3) 診断書等 : 「①事前相談」の結果により指示する * 必要書類の詳細は「①事前相談」において説明します。 * 申出の内容は、必要に応じて学部・研究科等で審査されます(「(表)主な受験上の配慮事項」に記載されている事項以外の場合等)。	
6月中旬	11月中旬	③ 「受験上の配慮」事項(仮)の連絡確認 ⇒ 事前相談に基づく配慮内容を確認する。 * 正式な結果は④の申請に基づき、⑤により通知します。 この段階では配慮対応の実施は決定していません。	
7月上旬 ～ 7月中旬	12月上旬 ～ 12月中旬	④ 「受験上の配慮」の申請(試験方法発表後) ⇒ 以下を用意して、教務窓口申請する。 (1) 試験受験上の配慮対応申請書 (当該学期に②で申出書を提出済みの場合、再提出不要) (2) 履修登録状況画面のコピー * 「試験方法発表掲示」を確認して申請してください。 * 配慮を必要とする科目を具体的に申請してください。 * 申請内容は、学部・研究科等で審査されます。	全員 (注2)
7月中旬	12月中旬	⑤ 「受験上の配慮」事項の通知受領 ⇒ 教務窓口で書面により受領する。 * 試験場や配慮内容の詳細を通知します。 * 学部・研究科等での審査結果を通知します。	
7月中旬 ～下旬	1月中旬 ～2月上旬	⑥ 試験の受験 ⇒ ⑤により通知された配慮内容のとおり受験する。	

(注1) 「新規/変更」とは以下の学生を指す。

- ・これまでに「受験上の配慮」を申請したことがなく、今学期新たに配慮を希望する学生
- ・これまでに「受験上の配慮」を申請したことがあるが、配慮内容の変更を希望する学生

(注2) 「全員」とは以下の学生を指す。

- ・前学期と同じ内容の「受験上の配慮」を希望する学生 (**申請は毎学期必要**)
- ・「受験上の配慮」について事前に相談した学生(上記の「新規/変更」)

「新規/変更」として「受験上の配慮」を希望する学生は、試験開始の2ヵ月前には教務窓口申し出る(しょうがいしゃ支援ネットワークの支援対象学生である場合には、しょうがい学生支援室に速やかに相談のうえ、教務窓口申し出る)こと。その後も随時相談を受け付けるが直近の筆記試験に間に合わず、配慮措置を受けられない場合がある。

この他、不明な点等がありましたら以下の担当者まで問い合わせてください。  
 教務事務センター 池袋：03-3985-2215 新座：048-471-7446  
 独立研究科事務室 03-3985-2170